⑼　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、文部科学省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

3　総合評価に関する事項

⑴　落札者の決定方法

①　入札参加者は、「価格」、「技術提案書」及び「企業の施工体制」をもって入札を行い、次のア、イの要件に該当する者のうち、下記⑵③によって得られる数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。

ア　入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。

イ　評価値が、標準点を予定価格で除した数値（以下「基準評価値」という。）に対して下回らないこと。

②　①において、評価値の最も高い者が２人以上ある時は、くじを引かせて落札者を決定する。

⑵　総合評価の方法

①　「標準点」を100点とする。「加算点」は、下記⑶①、②及び③の評価項目において技術提案書の内容に応じ、最高32点を与える。「ＶＥ提案とＶＥ提案に基づく施工計画」については、入札説明書の別冊図面及び別冊仕様書に参考として示した標準案により入札に参加する（技術提案は行わない）場合は、「ワーク・ライフ・バランス等の推進」及び「工事全般の施工計画」に関してのみ、加算点を算出し与える。「施工体制評価点」は、下記⑶④の評価項目において、企業の施工体制に応じ、最高30点を与える。なお、施工体制評価点の低い者に対しては、加算点を減ずる場合がある。

②　「加算点」の算出方法は、入札価格が予定価格の制限の範囲内の者を対象に下記⑶①、②及び③の評価項目ごとに評価を行い、各評価項目の評価点数の合計を加算点として付与するものとする。なお、下記⑶③において「不適切（欠格）」の評価を受けた者については、入札の参加は認められない。

③　価格及び価格以外の要素による総合評価は、入札参加者の「標準点」と②によって得られる「加算点」及び「施工体制評価点」の合計を、当該入札者の「入札価格」で除して得た「評価値」をもって行う。

⑶　評価項目　評価項目は以下のとおりとする。（詳細は入札説明書による。）

①　ワーク・ライフ・バランス等の推進

・ワーク・ライフ・バランス等の取組に関する認定状況

②　ＶＥ提案とＶＥ提案に基づく施工計画

・総合的なコスト

・社会的要請

③　工事全般の施工計画

・施工上考慮すべき事項等の技術的所見

④　企業の施工体制

・品質確保の実効性

・施工体制確保の確実性

⑷　受注者の責めにより、提出された「ＶＥ提案とＶＥ提案に基づく施工計画」及び「工事全般の施工計画」に基づく工事が実施されていないと認められる場合は、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うものとする。

4　入札手続等

⑴　担当部局　〒183―8538 東京都府中市晴見町３－８－１　国立大学法人東京農工大学　経営部　施設整備課　施設企画係　電話042―367―5529　電子メール　si-kikak@cc.tuat.ac.jp

⑵　入札説明書の交付及び申請書他の提出に関する事項

①　交付期間：令和５年12月18日（月）　９時00分から令和６年１月11日（木）17時00分まで（日曜日、土曜日、祝日及び12月28日～１月３日を除く。）

②　交付場所：上記⑴に同じ、又は東京農工大学施設整備課ホームページにて交付する。（文部科学省ホームページ→調達総合案内→文教施設工事情報→国立大学法人等の調達情報（リンク）→東京農工大学）（http://web.tuat.ac.jp/~sisetuka/ci03_kouji/bidding.htm）

③　交付方法：交付については、ダウンロード又は直接受領とし、郵送による交付は行わない。直接受領を希望する者は、受領希望日の前日までに上記⑴に電話にて連絡すること。

④　費用：入札説明書の交付に当たっては無料とする。

⑶　申請書及び資料の提出期間、場所及び方法

①　提出期間：令和５年12月18日（月）　９時00分から令和６年１月11日（木）17時00分まで（日曜日、土曜日、祝日及び12月28日～１月３日を除く。）

②　提出場所：上記⑴に同じ。

③　提出方法：電子入札システムにより提出すること。ただし、契約担当役の承諾を得て紙入札とする場合は、提出場所へ持参又は郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。）すること。

④　提出部数：１部

⑷　入札及び開札執行の日時、場所並びに入札書及び工事費内訳書の提出方法　入札書及び工事費内訳書は、令和６年２月21日（水）９時00分から令和６年２月28日（水）15時00分までに、電子入札システムにより提出すること。

ただし、契約担当役の承諾を得た場合は上記⑴に持参又は郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。）すること。

開札は、令和６年２月29日（木）10時00分電子入札システムにおいて行う。

⑸　その他

①　申請書及び資料の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

②　申請書及び資料に関する問い合わせ先　上記⑴に同じ。

5　その他

⑴　手続において使用する言語及び通貨　日本語及び日本国通貨に限る。

⑵　入札保証金及び契約保証金

①　入札保証金　納付。ただし、利付国債の提供又は銀行等の保証をもって入札保証金の納付に代えることができる。なお、落札者が契約を結ばない場合は、本学に帰属する。また、入札保証保険契約の締結を行い、又は契約保証の予約を受けた場合は、入札保証金を免除する。

②　契約保証金　納付。ただし、有価証券等の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

⑶　入札の無効　本公告に示した競争参加資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

⑷　落札者の決定方法　本学の予定価格の制限の範囲内で最高の評価値をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされない恐れがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最高の評価値をもって入札した者を落札者とすることがある。

⑸　本工事に係る技術提案書の提出にあたって、ＶＥ提案により施工しようとする場合は、その内容を示した技術提案書を提出すること。ただし、ＶＥ提案が適正と認められなかった場合においては、標準案により入札に参加できる。また、標準案に基づき施工しようとする場合は、標準案によって入札に参加する旨を記載すること。（詳細は入札説明書）

⑹　配置予定技術者の確認　落札者決定後、ＣＯＲＩＮＳ等により配置予定の技術者の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。なお、病休・死亡・退職等極めて特別な場合でやむを得ないとして承認された場合の外は、申請書の差替えは認められない。

病気等特別な理由により、やむを得ず配置予定技術者を変更する場合は、上記２⑹に掲げる基準を満たし、かつ当初の配置予定技術者と同等以上の者を配置しなければならない。

⑺　契約書作成の要否　要

⑻　ＶＥ提案の採否　ＶＥ提案の採否については、競争参加資格の確認の通知に併せて通知する。

⑼　関連情報を入手するための照会窓口　上記４⑴に同じ。